

「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」

(第7回)

平成25年4月26日
午前9時30分～
協会 第1会議室

次 第

1. トータルリターンの制度要綱案の修正について
2. トータルリターンの通知に係る規則改正案について
3. 今後のスケジュールについて

以 上

トータルリターンの計算、通知の制度要綱案（第6回WG後の修正版）

要 綱 案	備 考
<p>1. 本制度導入の趣旨</p> <p>顧客の適切な投資判断のための環境を整える観点から、顧客が保有する個々の投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含むトータルリターンを把握することを可能とするため¹、トータルリターンの計算及び通知に係る制度を導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> トータルリターンを表現する用語については、「投資損益」、「運用損益」、「累積損益」等、各協会員が適当と考える表現を使用してよい。
<p>2. 対象とする投資信託の範囲</p> <p>(1) 本制度は、投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。以下同じ）が行われたものを対象とする。</p> <p>※以下、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託」と言う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約型の投資信託及び外国投資信託に加え、会社型の外国投資証券も対象とする。 いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。 外国不動産投資証券（REIT）は、(1)の段階では対象外としない（海外上場銘柄は、(2)①で対象外となる。）。 外国投資証券を対象とする一方で国内の投資証券を対象外とすることでよいかは、今後の検討課題。
<p>(2) 上記(1)に該当する投資信託であっても、以下に掲げるものは本制度の対象外とすることができる。</p> <p>① <u>顧客の買付時において</u>取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われている投資信託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品性や価格について周知性が高く、トータルリターンを通知する必要性が低いと考えられるた

¹ この表現は金融庁投信ワーキング報告書を参考とした。

要 綱 案	備 考
<p>② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得する投資信託</p> <p>③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有する外国投資信託²</p> <p>④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</p> <p>⑤ <u>ブル・ベア型ファンド</u></p>	<p>め、いわゆる ETF（上場投資信託）や上場不動産投信（リート）は対象外とすることができる。</p> <p><u>・顧客の買付時に上場していれば、その後に上場廃止となっても、引き続き対象外とすることができる。</u></p> <p>・別途運用成績が定期的に通知されているため、いわゆる SMA やファンドラップ等は対象外とすることができる。</p> <p>・時価の変動がなく、トータルリターンのお知らせにならないため、いわゆる MRF や MMF（外貨建てを含む。）は対象外とすることができる。</p> <p>・利金・償還金での自動買付等があること、また、基本的に決算時点での元本を超える部分を全額分配金として払出し、元本金額で追加設定することとなっていることから、トータルリターンのお知らせにならないため。</p> <p>・左記④に外国投資信託は含まれない。</p> <p><u>・ブル・ベア型ファンドは、一般的に分配金収入で</u></p>

² 金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号を参照した。

要 綱 案	備 考
<p>※「ブル・ベア型ファンド」とは、アンブレラ型ファンド（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。</p> <p>イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること³</p> <p>ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>ハ 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p>	<p>はなく売買益狙いを目的とするものであり、トータルリターンのお知らせにはなじまないため。</p> <p>なお、ファンドの特性として資金退避のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有するケースが多いが、ブル・ベア型ファンドのみを対象外とするとマネープールのみを対象外になってしまうため、同一アンブレラ下のファンドは全て対象外とする。</p> <p>ただし、本来的に本制度の対象となるべきである頻りに分配を行うファンド（毎月分配型ファンド等）が対象外とならないようにするため、年2回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型ファンドは、すべてのサブファンドをトータルリターンのお知らせの対象とする。</p> <p>○対象外とするブル・ベア型ファンドの範囲について左記のとおりで良いかご確認下さい。</p>
<p>⑤⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項にそれぞれ規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知）される投資信託、及びこれらと類似した契約であると本協会が認めたミليون</p>	<p>・別途運用成績が定期的に通知されているため。</p> <p>「これらと類似した契約であると本協会が認めた投資信託」としては、ミليونが想定される。</p>

³ 投資信託協会「商品分類に関する指針」Ⅲ. 7を参照した。

要 綱 案	備 考
<p><u>型投資信託</u>⁴</p> <p>⑦ 確定拠出年金（確定拠出年金法第 2 条第 1 項に規定する確定拠出年金）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託</p> <p>⑧ 協会員が顧客から保管の委託を受けた又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託のうち、当該協会員との間で買付け契約を締結したものではない投資信託 ただし、合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記（3）のとおり取り扱う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・累計買付金額や累計受取分配金額が把握できないため。 ・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管を含む。）された投資信託は、当該顧客が自社において買付けを行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として計算対象としてもよい。
<p>⑨ <u>自社の口座間において移管された投資信託</u></p>	<p>・ <u>口座移管に伴い累計買付金額や累計受取分配金額を引き継ぐことが不適當又は困難となる場合が多いため、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座の間で移管された場合等、自社の口座間において移管された投資信託は対象外とすることができる。</u></p>
<p>(3) 協会員の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、可能な限り被</p>	<p>・ 合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き</p>

⁴ 「ミリオン型投資信託」は、投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」第 12 条第 5 号から引用した。

要 綱 案	備 考
<p>合併会社又は分割会社から情報を引き継ぎ、トータルリターンの計算、通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの計算、通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に<u>含めない</u>において考慮しない等の対応を行うことができる。</p>	<p>継ぐと考えられるが、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の<u>累計受取分配金を含めない</u>考慮しないことも認めることとする。</p>
<p>3. 各種投資信託等の取扱い</p> <p>(1) アンプレラ型ファンド <u>(2.(2)⑤に該当するものを除く)</u> サブファンド毎にトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(2) ブルベア型ファンド ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算、通知する。</p> <p><u>(2) 一般口と累積投資口</u> 以下のいずれでも良いこととする。 ①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算、通知する。 ②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算、通知する。</p> <p><u>(3) 顧客が複数口座において同一の投資信託を保有している場合</u> <u>顧客が、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等、複数口座において同一の投資信託を保有している場合は、以下のいずれでも良いこととする。</u> ①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算、通知する。 ②複数口座を合算してトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(4) 複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による</p>	<p>ブルベア型ファンドも対象とすることではいかは、今後の検討課題。</p> <p>※12.(1)から移動</p> <p>・<u>日本版 ISA の対象となる投資信託もトータルリターンの通知の対象とする。</u></p> <p>・<u>非課税口座（日本版 ISA 口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（2.(2)⑨参照）。</u></p>

要 綱 案	備 考
<p>販売チャネル)において顧客が同一の投資信託を保有している場合 以下のいずれでも良いこととする。</p> <p>①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>②複数の営業所や複数の販売チャネルで保有している場合でも、一の投資信託には一のトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(5) 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合 顧客の保有期間中に受益証券の分割、併合がなされても、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされても、新設される投資信託についてトータルリターンを計算、通知する。この場合、新設される投資信託の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めないにおいて考慮しない等の対応を行うことができる。</p>	<p>・②は、いわゆる名寄せを行い、名寄せ後のトータルリターンを計算、通知する方法である。</p> <p>・投資信託自体の併合の場合には、新設の投資信託に旧投資信託の全てが併合される（新設併合のみであり、吸収併合はない。）。</p>
<p>4. 対象とする顧客の範囲 個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。ただし、特定投資家や法人顧客を対象としてもよい。</p>	
<p>5. トータルリターンの計算方法 (1) 以下の計算式により算出された金額をトータルリターンとする。 〔①計算時点の評価金額〕 + 〔②累計受取分配金額〕 + 〔③累計売付金額〕 - 〔④累計買付金額〕</p>	<p>・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。</p>
<p>(2) 計算式における国内投資信託の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ①計算時点の評価金額とは、当該投資信託の計算時点の基準価額に当該顧客の計算時点の保有口</p>	

要 綱 案	備 考
<p>数を乗じた金額とする。</p> <p>計算時点の評価金額＝〔計算時点の基準価額〕×〔計算時点の保有口数〕÷〔計算口数〕</p> <p>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いてもよい。</p>	<p>・解約価額は新聞等で確認できないため、解約価額を用いる場合は、その旨を明記する、又は予め周知するよう努めるものとする、といった措置が必要かは、今後の検討課題。</p>
<p>②累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕</p> <p>分配金受渡金額＝〔当期の分配金額(分配金率×保有口数)〕－〔当期の分配金額に係る税額〕</p> <p>(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加えてもよい。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも加えること。</p> <p>(注2) 分配金受取金額は税引前の金額を用いてもよい。</p>	<p>・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額をいう。</p>
<p>③累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。</p> <p>累計売付金額＝〔売却金額の累計〕</p> <p>売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕</p>	<p>・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額をいう。</p> <p>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保金額を引いた価額をいう。</p>
<p>④累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額(販売手数料及び消費税額を加算した額)の累計をいう。よって、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が追加買付を行った場合は、当該追加買付における買付金額を含む。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計買付金額＝〔買付金額の累計〕</p>	<p>・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。</p>

要 綱 案	備 考
<p>買付金額 = [約定代金 (基準価額 × 買付口数 ÷ 計算口数)] + [販売手数料] + [販売手数料に係る消費税額]</p> <p>(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加える場合は、累計買付金額にも再投資分を加えること。</p>	
<p>(3) 外国投資信託の各計算要素の数値は、上記(2)に準ずる。</p>	
<p>(4) 外貨建の投資信託については、建通貨(外貨)ベースでトータルリターンを計算、通知する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算、通知してもよい。</p>	<p>・建通貨(外貨)ベースでのトータルリターンの計算とした場合に、当該通知に加え、各社において円貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することは妨げない。</p>
<p>6. 通知の方法</p> <p>(1) 以下のいずれかの方法により、計算基準日現在で顧客が保有しているすべての投資信託(本制度の対象となる投資信託に限る。)のトータルリターンを通知する。⁵</p> <p>①書面の交付</p> <p>②ファクシミリ装置を用いた送信</p> <p>③電子メール(「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を用いる送信</p> <p>④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信</p>	<p>・ホームページの顧客専用画面(ログイン後の画面)に表示する方法は、④に該当する。</p>

⁵ ①～④の記述は、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第17条第1項を参照した。

要 綱 案	備 考
<p>(2) 上記(1)②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うことでよいこととする。</p>	<p>・同意の方法は問わない(口頭又は書面(電子的方法を含む。)のいずれでも良い。)が、ファクシミリで送ること、電子メールで送ること又は顧客専用画面に表示することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、同意の方式は、オプトアウト方式(例えば、ホームページでの通知を原則として、顧客からの申し出がある場合に限り書面で送る方法)の同意でも良い。 <u>なお、6.(1)④の方法により通知する場合においては、顧客から書面による通知の申し出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの申し出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。</u></p>
<p>(3) 通知の具体的な方法(他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等)については定めない。</p>	
<p>(4) 本制度の開始後、3年間は、上記(1)にかかわらず、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記(1)①～④の方法のいずれでも良い。</p>	
<p>(5) 上記(1)④又は(4)の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が本制度の開始後に新たに投資信託を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受ける</p>	<p>・ホームページの顧客専用画面(ログイン後の画面)に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法に</p>

要 綱 案	備 考
<p>ことができる旨を書面（電磁的方法を含む。）により顧客に通知する。</p>	<p>より通知する場合には、事前に顧客への周知を必要とする。</p>
<p>7. 通知の頻度及び計算基準日</p> <p>(1) 上記6.(1)の方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。</p> <p>トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。なお、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。</p> <p>また、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制度上の定めとしては、計算・通知の頻度については年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各社において、計算・通知の頻度についてより積極的な対応（例えば、取引残高報告書と同じ頻度で通知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等）を取ることが望まれる。</u> <u>年複数回の頻度（例えば、3ヵ月に1回以上）とするかは、今後の検討課題。</u> ・ 計算基準日は、各社が任意で定める。 ・ ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上更新すれば良い。
<p>(2) 上記6.(4)の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客への照会に回答する場合でも、トータルリターンの計算は年1回以上行えば良い。
<p>8. 通知の内容</p> <p>(1) 顧客に対するトータルリターンの通知には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。</p>	

要 綱 案	備 考																
<p>①投資信託の名称 ②計算の基準日 ③評価金額 ④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会が必要と認める事項（例、保有口数、基準価額（又は解約価額）等）</p> <p>（注）通知に当たり、「評価金額」、「累計分配金額」、「累計売付金額」、「累計受取金額」、「トータルリターン」等と別の用語を用いることができる。</p> <p><記載例></p> <p style="text-align: right;">計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日</p> <table border="1" data-bbox="241 874 1413 1077"> <thead> <tr> <th>投資信託の名称</th> <th>評価金額 [A]</th> <th>累計受取分配金額 [B]</th> <th>累計売付金額 [C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇投資信託</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額 [D]</td> <td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td> </tr> <tr> <td>XXX 円</td> <td colspan="3">XXX 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。</p>	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円			<p>・累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。</p>
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																
<p>(2) 上記 (1) にかかわらず、上記 6. (4) の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記 (1) ⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、少なくとも上記 (1) ①、②及び⑥について回答すればよい。</p>																	

要 綱 案

備 考

(3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの計算式の各要素の基準やトータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲を顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

(注1)「トータルリターンの計算式の各要素の基準」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。

計算式の要素	基 準
評価金額	・ 基準価額（又は解約価額）により算出していること
累計分配金額	・ 税引後（又は税引前）の額により算出していること ・ 口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容
累計売付金額	手数料等を考慮して算出していること
累計買付金額	・ 手数料等を考慮して算出していること ・ 口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容

(注2)「トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。

①どのような投資信託を通知の対象としているか（例：通知の対象とならない投資信託（制度上対象外とすることができる投資信託を含む。）を周知する。）

②いつ時点からの新規買付けを通知の対象としているか（例：〇年〇月以降に新たに買い付けた投資信託を通知の対象としている旨を周知する。）

要 綱 案	備 考
<p><u>※②については、本制度の開始日前に顧客が買い付けた投資信託を含め顧客が保有しているすべての投資信託（トータルリターンの通知の対象となる投資信託に限る。）をトータルリターンの通知の対象としている場合には、顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。</u></p> <p><u>(注3) トータルリターンの計算式の各要素の基準やトータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲（以下「トータルリターンの基準等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、以下のとおり考えられる。</u></p> <p><u>①トータルリターンの通知文にトータルリターンの基準等を記載する。</u></p> <p><u>②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの基準等を表示する。</u></p> <p><u>③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの基準等が記載された書面を送付する。</u></p> <p><u>④トータルリターンの基準等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの基準等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの基準等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。</u></p> <p><u>※「トータルリターンの計算式の各要素の基準」や「対象となる投資信託の範囲（(注2)①及び②）」について、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。</u></p>	
<p>9. 計算期間</p> <p>顧客が継続して10年以上保有している投資信託については、トータルリターンの計算、通知の対象外とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年以上継続して保有している場合には、対象外としてもよい。 ・各社の判断により、10年を超えてトータルリター

要 綱 案	備 考
	<p>ンを計算、通知をすることはできる。この場合、計算方法等について本制度に定められた方法等に従う必要はない。</p>
<p>10. 本制度の適用について (1) 本制度の開始日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知しなければならない。⁶【義務規定】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定されるスケジュールは次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ①パブコメ開始：25年5月 ②制度の決定、公表：25年6月、7月 ③制度の開始：26年10月、11月、12月の月初⁷ ・ 制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄を制度開始後買付けた（追加購入した）場合、正確な計算ができないため対象とはせず、制度開始日以降に新たに買付けた（新規購入した）投資信託を対象とする。 ・ 制度の開始日は、データの溜め込みを開始する日とする（通知の開始日ではない。）。
<p>(2) <u>本制度の開始日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては各社の自主的な対応に委ねるが、そのような投資信託についても、過去データ取り込みの可能性等を勘案し、各社において積極的に対応することが望まれる。この場合において、本制度の公表日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知するよう努めるものとする。【努力規定】</u></p>	<p>・ 本制度の公表日前に顧客が新たに買い付けた投資信託の取扱いについては、各社対応とする。</p> <p>・ 過去遡及について左記のとおりで良いかは、今後の検討課題。</p>

⁶ 制度開始時は、毎月分配型投信信託及び隔月分配型投資信託のみを対象とするとの考え方は採らない。また、外国投資信託について適用時期を遅らせるとの考え方も採らない。

⁷ 仮に平成26年12月1日に制度を開始した場合、計算基準日を12月31日としている会社は、平成26年12月1日から31日の間に顧客が新たに買い付けた投資信託について、顧客にトータルリターンを通知する必要がある。

要 綱 案	備 考
<p>11. 制度の根拠</p> <p>本制度の骨子となる部分については協会規則において規定し、具体的な運用方法等についてはガイドラインにおいて定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協会規則の手当てとしては、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正 又は本制度のために規則の新設のいずれかが 考えられる。
<p>12. その他</p> <p>(1) 日本版 ISA の対象となる投資信託も本制度の対象とする。</p>	<p>顧客が、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座、特定口座と一般口座で同一銘柄を保有している場合、それぞれの口座で分けてトータルリターンを計算、通知する、又は、合算してトータルリターンを計算、通知する、のいずれでもよい。</p>
<p>12. その他</p> <p>(2) 過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は定めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とする。

以 上

投資信託等のトータルリターンの通知に係る規則改正について（案）

平成 25 年 4 月 26 日

I. 規則改正の基本的な考え方

- ・投資信託等のトータルリターンの通知については、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）の一部改正により対応する。
- ・投資勧誘規則において、トータルリターンの通知に係る条文を 1 条のみ新設し、具体的内容については、新設する別表において規定する。
なお、別表も投資勧誘規則の一部という位置付けである。

II. 規則改正の内容

1. 投資勧誘規則の新設条文及び付則の内容

改正案	現 行
<p>（投資信託等の損益の通知）</p> <p>第 23 条の 2 <u>協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

2. 別表の内容案

(別表)

第23条の2に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について

項目	内容
1. 対象とする投資信託等の範囲	<p>(1) トータルリターンの通知は、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。</p> <p>なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。</p> <p>(2) 上記(1)に該当する投資信託等であっても、以下に掲げるものはトータルリターンの通知の対象外とすることができる。</p> <p>① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等</p> <p>② 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得した投資信託等</p> <p>③ 金商業等府令第65条第2号イからハマまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券</p> <p>④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</p> <p>⑤ アンブレラ型ファンド（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。</p> <p>イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ</p>

項 目	内 容
	<p>以上を含むものであること</p> <p>ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）間のスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>ハ 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p> <p>⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項にそれぞれ規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知）される投資信託等及びミリオン型投資信託</p> <p>⑦ 確定拠出年金（確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託等</p> <p>⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付け契約を締結したものではない投資信託等</p> <p>ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記（3）のとおり取り扱う。</p> <p>⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等</p> <p>（3）協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>
2. 対象とする顧客の範囲	<p>個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。</p> <p>なお、特定投資家及び法人の顧客を対象とすることもできる。</p>
3. トータルリターンの計算方法	<p>（1）トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。</p> <p>（「①評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」</p> <p>（2）投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。</p> <p>①評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している</p>

項 目	内 容
	<p>当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。</p> <p>評価金額 = [計算基準日現在の基準価額] × [計算基準日現在の保有口数] ÷ [計算口数]</p> <p>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。</p> <p>② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額 (税引後) の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計受取分配金額 = [分配金受渡金額の累計]</p> <p>分配金受渡金額 = [当期の分配金額 (分配金率 × 保有口数)] - [当期の分配金額に係る税額]</p> <p>(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(注2) 分配金受取金額は税引前の金額を用いることもできる。</p> <p>③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。</p> <p>累計売付金額 = [売却金額の累計]</p> <p>売却金額 = [解約価額] × [換金口数] ÷ [計算口数] - [換金手数料] - [換金手数料に係る消費税額]</p> <p>④ 累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額 (販売手数料及び消費税額を加算した額) の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計買付金額 = [買付金額の累計]</p> <p>買付金額 = [約定代金 (基準価額 × 買付口数 ÷ 計算口数)] + [販売手数料] + [販売手数料に係る消費税額]</p> <p>(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(3) 外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 外貨建の投資信託等については、建通貨 (外貨) ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。</p>

項 目	内 容
4. 通知の方法	<p>(1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 <p>(2) 上記（1）②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。</p> <p>(3) 上記（1）にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①～④の方法のいずれでも差し支えない。</p> <p>(4) 上記（1）④又は（3）の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面（電磁的方法による提供を含む。）により顧客に通知する。</p>
5. 通知の頻度及び計算基準日	<p>(1) 上記4.（1）の方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。</p> <p>(2) 上記4.（3）の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>
6. 通知の内容	<p>(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額

項 目	内 容
	<p>④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。）</p> <p>⑤累計買付金額</p> <p>⑥トータルリターンの額</p> <p>⑦トータルリターンの計算式</p> <p>⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨</p> <p>⑨その他、協会が必要と認める事項</p> <p>(2) 上記（1）にかかわらず、上記4.（3）の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面（電磁的方法による提供を含む。）により事前に通知している場合には、上記（1）①、②、⑥及び協会が必要と認める事項について回答することができる。</p> <p>(3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。</p>
7. 通知期間	顧客が継続して 10 年以上保有している投資信託等については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる。

以 上

トータルリターンの計算、通知の制度要綱案の規則への移行について

○制度要綱案のうち、規則（別表を含む）に盛り込んだ事項は、下線部分のとおり。

要 綱 案	備 考
<p>1. 本制度導入の趣旨</p> <p>顧客の適切な投資判断のための環境を整える観点から、顧客が保有する個々の投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含むトータルリターンを把握することを可能とするため¹、トータルリターンの計算及び通知に係る制度を導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> トータルリターンを表現する用語については、「投資損益」、「運用損益」、「累積損益」等、各協会員が適当と考える表現を使用してよい。
<p>2. 対象とする投資信託の範囲</p> <p><u>(1) 本制度は、投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。以下同じ）が行われたものを対象とする。</u></p> <p><u>※以下、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託」と言う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約型の投資信託及び外国投資信託に加え、会社型の外国投資証券も対象とする。 いわゆる公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。 外国不動産投資証券（REIT）は、(1)の段階では対象外としない（海外上場銘柄は、(2)①で対象外となる。）。
<p><u>(2) 上記(1)に該当する投資信託であっても、以下に掲げるものは本制度の対象外とすることができる。</u></p>	

¹ この表現は金融庁投信ワーキング報告書を参考とした。

要 綱 案	備 考
<p>① <u>顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われている投資信託</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品性や価格について周知性が高く、トータルリターンを通知する必要性が低いと考えられるため、いわゆる ETF（上場投資信託）や上場不動産投信（リート）は対象外とすることができる。 顧客の買付時に上場していれば、その後に上場廃止となっても、引き続き対象外とすることができる。
<p>② <u>投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用として顧客が取得する投資信託</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 別途運用成績が定期的に通知されているため、いわゆる SMA やファンドラップ等は対象外とすることができる。
<p>③ <u>金商業等府令第 65 条第 2 号イからハマまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有する外国投資信託²</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 時価の変動がなく、トータルリターンの通知になじまないため、いわゆる MRF や MMF（外貨建てを含む。）は対象外とすることができる。
<p>④ <u>公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 利金・償還金での自動買付等があること、また、基本的に決算時点での元本を超える部分を全額分配金として払出し、元本金額で追加設定することとなっていることから、トータルリターンの通知になじまないため。 左記④に外国投資信託は含まれない。

² 金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号を参照した。

要 綱 案	備 考
<p>⑤ ブル・ベア型ファンド</p> <p>※「ブル・ベア型ファンド」とは、<u>アンブレラ型ファンド（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。</u></p> <p>イ <u>投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること³</u></p> <p>ロ <u>サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること</u></p> <p>ハ <u>年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</u></p> <p>⑥ <u>勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項にそれぞれ規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20</u></p>	<p>・ブル・ベア型ファンドは、一般的に分配金収入ではなく売買益狙いを目的とするものであり、トータルリターンのお知らせにはなじまないため。</p> <p>なお、ファンドの特性として資金退避のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有する機会が多いが、ブル・ベア型ファンドのみを対象外とするとマネープールのみが対象になってしまうため、同一アンブレラ下のファンドは全て対象外とする。</p> <p>ただし、本来的に本制度の対象となるべきである頻繁に分配を行うファンド（毎月分配型ファンド等）が対象外とならないようにするため、年2回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型ファンドは、すべてのサブファンドをトータルリターンのお知らせの対象とする。</p> <p>○対象外とするブル・ベア型ファンドの範囲について左記のとおりで良いかご確認下さい。</p> <p>・別途運用成績が定期的に通知されているため。</p>

³ 投資信託協会「商品分類に関する指針」Ⅲ．7を参照した。

要 綱 案	備 考
<p><u>に規定する通知）される投資信託、及びミリオン型投資信託⁴</u></p> <p>⑦ <u>確定拠出年金（確定拠出年金法第 2 条第 1 項に規定する確定拠出年金）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託</u></p> <p>⑧ <u>協会員が顧客から保管の委託を受けた又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託のうち、当該協会員との間で買付け契約を締結したものではない投資信託</u> ただし、合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記（3）のとおり取り扱う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別途運用成績が定期的に通知されているため。 ・累計買付金額や累計受取分配金額が把握できないため。 ・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管を含む。）された投資信託は、当該顧客が自社において買付けを行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として計算対象としてもよい。
<p>⑨ <u>自社の口座間において移管された投資信託</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座移管に伴い累計買付金額や累計受取分配金額を引き継ぐことが不適當又は困難となる場合が多いため、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座の間で移管された場合等、自社の口座間において移管された投資信託は対象外とすることができる。
<p><u>（3）協会員の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、可能な限り被</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き

⁴ 「ミリオン型投資信託」は、投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」第 12 条第 5 号から引用した。

要 綱 案	備 考
<p><u>合併会社又は分割会社から情報を引き継ぎ、トータルリターンの計算、通知を行う。</u></p> <p><u>この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの計算、通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</u></p>	<p>継ぐと考えられるが、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の累計受取分配金を含めないことも認めることとする。</p>
<p>3. 各種投資信託等の取扱い</p> <p>(1) アンブレラ型ファンド（2. (2) ⑤に該当するものを除く） サブファンド毎にトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(2) 一般口と累積投資口 以下のいずれでも良いこととする。</p> <p>①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(3) 顧客が複数口座において同一の投資信託を保有している場合 顧客が、非課税口座（日本版 ISA 口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等、複数口座において同一の投資信託を保有している場合は、以下のいずれでも良いこととする。</p> <p>①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>②複数口座を合算してトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(4) 複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル）において顧客が同一の投資信託を保有している場合 以下のいずれでも良いこととする。</p> <p>①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算、通知する。</p>	<p>※12. (1) から移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本版 ISA の対象となる投資信託もトータルリターンの通知の対象とする。 ・非課税口座（日本版 ISA 口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（2. (2) ⑨参照）。

要 綱 案	備 考
<p>②複数の営業所や複数の販売チャンネルで保有している場合でも、一の投資信託には一のトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>(5) 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合</p> <p>顧客の保有期間中に受益証券の分割、併合がなされても、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算、通知する。</p> <p>顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされても、新設される投資信託についてトータルリターンを計算、通知する。この場合、新設される投資信託の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>	<p>・②は、いわゆる名寄せを行い、名寄せ後のトータルリターンを計算、通知する方法である。</p> <p>・投資信託自体の併合の場合には、新設の投資信託に旧投資信託の全てが併合される（新設併合のみであり、吸収併合はない。）。</p>
<p><u>4. 対象とする顧客の範囲</u></p> <p><u>個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。ただし、特定投資家や法人顧客を対象としてもよい。</u></p>	
<p><u>5. トータルリターンの計算方法</u></p> <p><u>(1) 以下の計算式により算出された金額をトータルリターンとする。</u></p> <p><u>〔①計算時点の評価金額〕 + 〔②累計受取分配金額〕 + 〔③累計売付金額〕 - 〔④累計買付金額〕</u></p>	<p>・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。</p>
<p><u>(2) 計算式における国内投資信託の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。</u></p> <p>①計算時点の評価金額とは、当該投資信託の計算時点の基準価額に当該顧客の計算時点の保有口数を乗じた金額とする。</p> <p><u>計算時点の評価金額 = 〔計算時点の基準価額〕 × 〔計算時点の保有口数〕 ÷ 〔計算口数〕</u></p> <p><u>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いてもよい。</u></p>	

要 綱 案	備 考
<p>②<u>累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</u></p> <p><u>累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕</u></p> <p><u>分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（分配金率×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕</u></p> <p><u>（注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加えてもよい。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも加えること。</u></p> <p><u>（注2）分配金受取金額は税引前の金額を用いてもよい。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額をいう。
<p>③<u>累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における、当該売却金額の累計をいう。</u></p> <p><u>累計売付金額＝〔売却金額の累計〕</u></p> <p><u>売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額をいう。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保金額を引いた価額をいう。
<p>④<u>累計買付金額とは、当該顧客における当該投資信託の買付金額（販売手数料及び消費税額を加算した額）の累計をいう。よって、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が追加買付を行った場合は、当該追加買付における買付金額を含む。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</u></p> <p><u>累計買付金額＝〔買付金額の累計〕</u></p> <p><u>買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕</u></p> <p><u>（注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に加える場合は、累計買付金額にも再投資分を加えること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。

要 綱 案	備 考
<p><u>(3) 外国投資信託の各計算要素の数値は、上記(2)に準ずる。</u></p>	
<p><u>(4) 外貨建の投資信託については、建通貨(外貨)ベースでトータルリターンを計算、通知する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算、通知してもよい。</u></p>	<p>・建通貨(外貨)ベースでのトータルリターンの計算とした場合に、当該通知に加え、各社において円貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することは妨げない。</p>
<p>6. 通知の方法</p> <p><u>(1) 以下のいずれかの方法により、計算基準日現在で顧客が保有しているすべての投資信託(本制度の対象となる投資信託に限る。)のトータルリターンを通知する。⁵</u></p> <p>①書面の交付</p> <p>②ファクシミリ装置を用いた送信</p> <p>③電子メール(「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を用いる送信</p> <p>④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信</p>	<p>・ホームページの顧客専用画面(ログイン後の画面)に表示する方法は、④に該当する。</p>
<p><u>(2) 上記(1)②～④の方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うことでよいこととする。</u></p>	<p>・同意の方法は問わない(口頭又は書面(電子的方法を含む。)のいずれでも良い。)が、ファクシミリで送ること、電子メールで送ること又は顧客専用画面に表示することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、6.(1)④の方法によ</p>

⁵ ①～④の記述は、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第17条第1項を参照した。

要 綱 案	備 考
	<p>り通知する場合においては、顧客から書面による通知の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの申出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。</p>
<p>(3) 通知の具体的な方法（他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等）については定めない。</p>	
<p><u>(4) 本制度の開始後、3年間は、上記（1）にかかわらず、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①～④の方法のいずれでも良い。</u></p>	
<p><u>(5) 上記（1）④又は（4）の方法により顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客が本制度の開始後に新たに投資信託を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面（電磁的方法を含む。）により顧客に通知する。</u></p>	<p>・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、事前に顧客への周知を必要とする。</p>
<p><u>7. 通知の頻度及び計算基準日</u></p> <p><u>(1) 上記6.（1）の方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。</u></p> <p><u>トータルリターンの計算基準日は各社で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。なお、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャンネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。</u></p>	<p>・制度上の定めとしては、計算・通知の頻度は年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各社において、計算・通知の頻度についてより積極的な対応（例えば、取引残高報告書と同じ頻度で通</p>

要 綱 案	備 考
<p>また、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。</p>	<p>知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等）を取る事が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日は、各社が任意で定める。 ・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上更新すれば良い。
<p><u>(2) 上記6. (4) の方法により通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客への照会に回答する場合でも、トータルリターンの計算は年1回以上行えば良い。
<p>8. 通知の内容</p> <p><u>(1) 顧客に対するトータルリターンの通知には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①投資信託の名称 ②計算の基準日 ③評価金額 ④累計分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項（例、保有口数、基準価額（又は解約価額）等） <p>(注) 通知に当たり、「評価金額」、「累計分配金額」、「累計売付金額」、「累計受取金額」、「トータル</p>	

要 綱 案	備 考																
<p>リターン」等と別の用語を用いることができる。</p> <p><記載例></p> <p style="text-align: right;">計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日</p> <table border="1" data-bbox="241 395 1413 593"> <thead> <tr> <th>投資信託の名称</th> <th>評価金額 [A]</th> <th>累計受取分配金額 [B]</th> <th>累計売付金額 [C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇投資信託</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額 [D]</td> <td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td> </tr> <tr> <td>XXX 円</td> <td colspan="3">XXX 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。</p>	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円			<p>・累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。</p>
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																
<p><u>(2) 上記 (1) にかかわらず、上記 6. (4) の方法において口頭により回答する場合において、顧客に上記 (1) ⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、少なくとも上記 (1) ①、②及び⑥について回答すればよい。</u></p> <p><u>(3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの計算式の各要素の基準やトータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲を顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。</u></p> <p>(注1)「トータルリターンの計算式の各要素の基準」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 1174 1344 1319"> <thead> <tr> <th>計算式の要素</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価金額</td> <td>・基準価額（又は解約価額）により算出していること</td> </tr> <tr> <td>累計分配金額</td> <td>・税引後（又は税引前）の額により算出していること</td> </tr> </tbody> </table>	計算式の要素	基 準	評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること	累計分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること											
計算式の要素	基 準																
評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること																
累計分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること																

要 綱 案		備 考
	・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容	
累計売付金額	手数料等を考慮して算出していること	
累計買付金額	・手数料等を考慮して算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容	
<p>(注2)「トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。</p> <p>①どのような投資信託を通知の対象としているか（例：通知の対象とならない投資信託（制度上対象外とすることができる投資信託を含む。）を周知する。）</p> <p>②いつ時点からの新規買付けを通知の対象としているか（例：〇年〇月以降に新たに買い付けた投資信託を通知の対象としている旨を周知する。）</p> <p>※②については、本制度の開始日前に顧客が買い付けた投資信託を含め顧客が保有しているすべての投資信託（トータルリターンの通知の対象となる投資信託に限る。）をトータルリターンの通知の対象としている場合には、顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。</p> <p>(注3) トータルリターンの計算式の各要素の基準やトータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲（以下「トータルリターンの基準等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、以下のとおり考えられる。</p> <p>①トータルリターンの通知文にトータルリターンの基準等を記載する。</p> <p>②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの基準等を表示する。</p> <p>③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの基準等が記載された書面を送付する。</p>		

要 綱 案	備 考
<p>④トータルリターンの基準等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの基準等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの基準等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。</p> <p>※「トータルリターンの計算式の各要素の基準」や「対象となる投資信託の範囲（(注2)①及び②）」について、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。</p>	
<p><u>9. 計算期間</u></p> <p><u>顧客が継続して10年以上保有している投資信託については、トータルリターンの計算、通知の対象外とすることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年以上継続して保有している場合には、対象外としてもよい。 各社の判断により、10年を超えてトータルリターンを計算、通知をすることはできる。この場合、計算方法等について本制度に定められた方法等に従う必要はない。
<p><u>10. 本制度の適用について</u></p> <p><u>(1) 本制度の開始日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知しなければならない。⁶【義務規定】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 想定されるスケジュールは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①パブコメ開始：25年5月 ②制度の決定、公表：25年6月、7月 ③制度の開始：26年10月、11月、12月の月初⁷

⁶ 制度開始時は、毎月分配型投信信託及び隔月分配型投資信託のみを対象とするとの考え方は採らない。また、外国投資信託について適用時期を遅らせるとの考え方も採らない。

⁷ 仮に平成26年12月1日に制度を開始した場合、計算基準日を12月31日としている会社は、平成26年12月1日から31日の間に顧客が新たに買い

要 綱 案	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・制度開始日以前から保有している投資信託の銘柄を制度開始後買付けた（追加購入した）場合、正確な計算ができないため対象とはせず、制度開始日以降に新たに買付けた（新規購入した）投資信託を対象とする。 ・制度の開始日は、データの溜め込みを開始する日とする（通知の開始日ではない。）。
<p>（２）本制度の開始日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては各社の自主的な対応に委ねるが、そのような投資信託についても、過去データ取り込みの可能性等を勧告し、各社において積極的に対応することが望まれる。この場合において、本制度の公表日以降に顧客が新たに買付けた投資信託については、トータルリターンを計算、通知するよう努めるものとする。</p>	
<p>11. 制度の根拠 本制度の骨子となる部分については協会規則において規定し、具体的な運用方法等についてはガイドラインにおいて定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協会規則の手当てとしては、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正が考えられる。
<p>12. その他 過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は定めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とする。

以 上

付けた投資信託について、顧客にトータルリターンを通知する必要がある。

トータルリターン通知制度に係る規則改正スケジュールについて

5月		6月	
1日(水)		1日(土)	
2日(木)		2日(日)	
3日(金)		3日(月)	
4日(土)		4日(火)	
5日(日)		5日(水)	
6日(月)		6日(木)	
7日(火)		7日(金)	
8日(水)	自主規制企画分科会 →制度概要について報告	8日(土)	
9日(木)		9日(日)	
10日(金)		10日(月)	
11日(土)		11日(火)	
12日(日)		12日(水)	自主規制企画分科会 →パブコメ結果等について報告
13日(月)		13日(木)	
14日(火)	自主規制会議 →制度概要について報告	14日(金)	
15日(水)		15日(土)	
16日(木)		16日(日)	
17日(金)	持回り自主規制企画分科会 →規則改正のパブコメ募集について 審議	17日(月)	
18日(土)		18日(火)	自主規制会議 →パブコメ結果等について報告
19日(日)		19日(水)	
20日(月)		20日(木)	
21日(火)		21日(金)	
22日(水)		22日(土)	
23日(木)		23日(日)	
24日(金)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (5月20~31日) 持回り自主規制会議 持回り公社債分科会 →規則改正のパブコメ募集 について報告 </div>	24日(月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 持回り自主規制企画分科会 持回り自主規制会議 →規則改正について審議 持回り公社債分科会 →規則改正について報告 </div>
25日(土)		25日(火)	
26日(日)		26日(水)	
27日(月)		27日(木)	
28日(火)		28日(金)	
29日(水)		29日(土)	
30日(木)		30日(日)	
31日(金)			

以 上